

西ドイツの 診療報酬値上げか



エアハルト政権が補充金庫診療報酬規定から公定の医師診療報酬規定を定めてから6年になる。また、医師団体が政府の要請に基づいて時代に適応した診療報酬規定案を作成してから4年になる。この医師側の診療報酬規定案は、連邦保健省内に設けられている専門委員会もしくは関係部局または関係省庁と医師の診療報酬に特別の利害関係をもつ公的疾病保険の保険者が新しい診療報酬規定について合意しようとする努力をしなかったためにその作成が要請されたものである。

ところで、この医師側の診療報酬規定案についての審議がなおもお預けのため、医師側はあえて改めて妥協しようとしているようである。しかし、こうした観測が連邦保健省内部において行われているが、医師側の頭の中

には、疾病金庫と金庫医(保険医)との間の協定による個々の診療報酬の中間の引き上げの中で、その間改善された補充金庫診療報酬規定 Ersatzkassen-Gebührenordnung を公定の診療報酬規定として改めて受け継ごうという考えがあるようである。そうなると結果として30%の診療報酬引き上げとなる。しかし、6年間の据え置き、就業者所得の60%上昇および物価の約20%上昇を考え合わせると、もしこの間最低額を基礎とする診療報酬(最低料金)の引き上げもなかったとすれば、この演出はあながち誇張とはいえない。それ故に、とくに疾病金庫は、最低診療報酬(最低料金)を改めて30%引き上げることおよびそれによって協定診療報酬(協定料金)もかなり引き上げることには、慎重に反対している。

いまやっと始まったボンの関係省庁間の協議および専門委員会での審議で、どのような結論が出されるか、もっか関係者は注目している。たとえ医師側の要求しているものよりいくらか低いものが医師側に与えられことになったとしても、良識ある助言が行われ、事がすみやかに処理されれば、医師と金庫の間で果てしない反発や激しい論争が再び行われるということはないであろう。

Gebührenordnung : 30% mehr für Ärzte ?

Arbeit und Sozialpolitik, Mai 1971,

S. 139.

(石本忠義 健保連)